

汚職の改善がSDGsの目標達成にどう貢献できるか。

2019年度松尾研究会

根津勇佑 高原駿介 吉川航平 胡珊 船橋拓巳

I はじめに

- ・我々が着目したのは、国家統治と密接な関連を有する作用に従事する者の汚職
SDGsの目標を達成するためには、国家規模での取組みが必要不可欠。重大な影響力を有する主体に限定する必要がある。

(副次的に民間の汚職について調査した箇所もあり。)

- ・取り扱った国→日本・中国・ベトナム

日本を比較軸として、胡珊の出身国である中国、同じ社会主義国であるベトナムの汚職事例を検討する。

国家の構造的差異がもたらす効果や共通点を明らかにしていく。

- ・ 関連するSDGs→ゴール16

「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。」

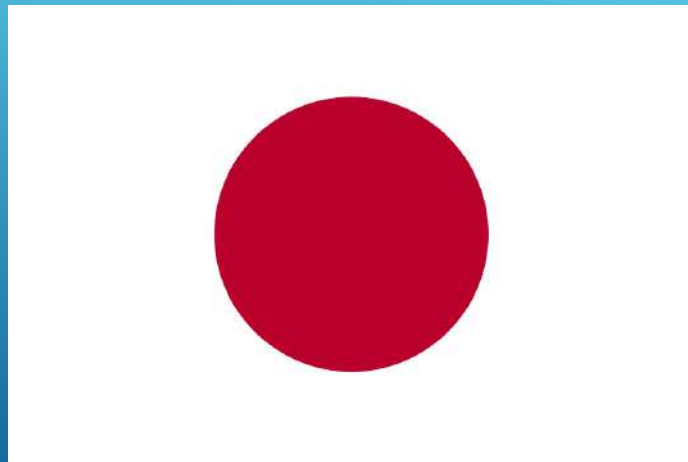
16 平和と公正を
すべての人に



ターゲットレベルで見ると、

- ・ 16.5 「あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減少する。」
- ・ 16.3 「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」

Ⅱ 日本の汚職



この画像の作成者 不明な作成者は CC BY-SA のライセンスを許諾されています

高度経済成長期(1954年～1973年)

- ・ 約20年間にわたり、急速な経済成長を遂げる
- ・ この時期に汚職が多発

事例①
1948年6月23日
昭和電工事件

- ▶ 肥料業者・昭和電工が、復興金融公庫などから25億円の融資を受ける
- ▶ その際、政官界やGHQに一億円の贈賄
- ▶ 芦田内閣 総辞職

事例②
1954年1月15日
造船疑獄事件

- ▶ 「計画造船」とそれに伴う融資の割り当て及び関連法案の成立
- ▶ 大手造船業者らが、政官界に30億円の贈賄

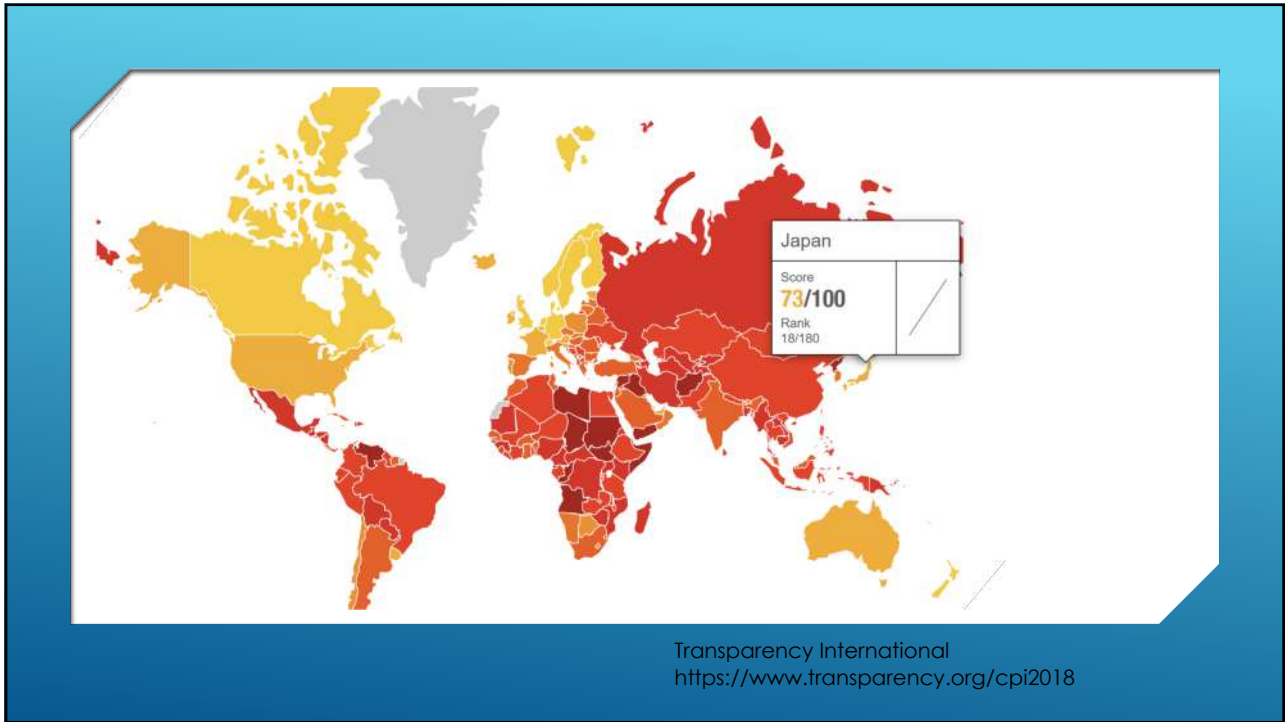
事例③
1964年
東京五輪関連工事

- ▶ 1964年大会時のオリンピック関連工事で建設業界の受注額は5年間で総額5兆円超
- ▶ 建設に絡み、都庁や建設省、道路公団の役員が政治家や業者と結託した汚職が約2000件あった

分析

- ▶ 特定の企業に融資をし、その見返りに賄賂を送る
- ▶ 特別法の制定が汚職に繋がった
- ▶ 巨大公共事業に絡むときに汚職は頻発する

政府による開発プロセスには汚職に繋が
りやすい要素が多く存在



改善

- ▶ 2018年度は180か国中18位
- ▶ 2000年に国家公務員倫理法
- ▶ コンプライアンス・ブーム

Ⅲ 中国の汚職



中華人民共和國中央人民政府 作成

中国の法律でいう汚職

事業者が職権を利用して公金を横領し、個人資産として流用すること

2015年11月 「刑法修正案（9）」

- 「金額が大きい」という一般的な基準を1997年の刑法で定めた5千元から3万元に調整し
- 「金額が巨大」の一般基準は20万元以上300万元未満
- 「金額は特大」の一般基準は300万元以上

中国共産党第18回全国代表大会第2回

習近平総書記は、反腐倡廉（腐敗との闘いと清廉な政治の推進）の建設を提唱し、「最高責任者の監督を強化し、民主集中制を真剣に実行し、施政行為公開制度を健全に実施しなければならない」と指摘した。

事例①：絶対的な権力は絶対的な腐敗を招く——劉鉄男事件

- 国家発展と改革委員会の党のメンバーであり、副主任、国家エネルギー局局長を務めた
- 2002年から2012年までの間に職務上の地位を利用して利益を獲得し、得た利益の合計価格は人民元3558万余元であるされた。2014年12月10日、本事件は一終審し、劉鉄男は無期懲役、政治権利終身剥奪処分となった。
- 監督が権力のメカニズムを制御していないことは、被告人の犯罪の主要な客観的な要素だ

事例②：最も論争のある市委員会書記——仇和事件

- 2008年から2015年まで、被告人は中共雲南省委員会常務委員、昆明市委員会書記、雲南省委員会副書記などの職務上の地位を利用して、他の人のプロジェクトの推進や銀行ローン、仕事の調整などを幫助し、劉衛高など13人から財物を不法に受け取り、合計2433万元余りの利益を得た
- ワンマン運営、人事の偏りがもたらす弊害

事例③：家族式腐敗——周永康事件

- 2014年3月末までに、周の親族や側近、部下ら300人以上を調査し、周本人の他親族や部下が持つ900億元（145億ドル）相当以上の資産を差し押さえたとされる
- 2015年4月、周永康は収賄、職権乱用、国家機密の漏洩の3つの罪で刑事訴追され、2015年6月11日、一審判決で無期懲役に処せられた
- 役人の監督不足および権力が高度に集中したことにより、周永康は職権乱用、汚職収賄が可能になったと考えられる

IVベトナムの汚職



ベトナムにおける汚職防止の歴史的背景

ドイモイ政策によって急速な経済成長を遂げた一方で、汚職問題が顕在化。これを受け、ベトナムでは汚職を規制する法規制が整備され始める。

1985年：刑法に汚職諸犯罪にかかる規定導入

2005年：汚職防止の基本法である汚職防止法制定

2003年：国連腐敗防止条約署名

2009年：国連腐敗防止法批准

2013年：ベトナム共産党中央執行委員会政治局による汚職防止中央指導委員会の設立

2016年：改正刑法施行

2019年：改正汚職防止法及び同法に関する政令がそれぞれ施行

改正汚職防止法の概要

ベトナムで2019年7月に施行された改正汚職防止法では、民間企業とその一部の職員も規制の対象となる。

公的機関	民間企業・組織
① 横領	① 同左
② 収賄	② 同左
③ 私利目的による企業・組織に対する贈賄又は賄賂の仲介	③ 同左
④ 資産の不正流用のための権限濫用	
⑤ 任務・義務の遂行上の権限濫用（私利目的）	
⑥ 権限逸脱（私利目的）	
⑦ 他人に影響を及ぼすための権限濫用（私利目的）	
⑧ 偽造（私利目的）	
⑨ 権限濫用による公的資産の不正使用（私利目的）	
⑩ 嫌がらせ（私利目的）	
⑪ 義務の不履行又は不適切履行（私利目的）	
⑫ 法律違反の隠匿のための権限濫用、調査妨害等（私利目的）	

事例1.ペトロベトナム建設汚職事件

2018年2月に起きた公的資産横領事件

- ・ペトロベトナムグループ(PVN)の子会社であるペトロベトナム建設 (Petro Vietnam Construction)の傘下で、不動産事業を手掛けるペトロベトナム電力不動産 (PVPランド=PVP Land)における不正取引が問題となった。
- ・本事件において、関係者らは、PVCの元会長であるチン・スアン・タインの指導の下、談合によって出資持分の取引価格を設定し、PVCの傘下にあるPVPランドが保有する不動産案件への出資持分を譲渡した。これにより、PVPランドは870億ベトナムドン（約4億2000万円）の損失を受けた。タインおよび関係者らはこの不正な取引による差額を分け合い、タインは、そのうち140億ベトナムドン(約7000万円)を受領した。



事例2.モビフォン巨額水増し企業買収汚職事件

2018年7月に起きた汚職事件

- ・情報通信省傘下で、携帯通信大手のモビフォンは、デジタルテレビ放送サービスを提供する地場オーディオ・ビジュアル・グローバル (Audio Visual Global)の株式のうち95%を購入した。その際、モビフォンは、AVGの企業価値算定を大幅に水増し、AVG株式の実質的な価値を大きく上回る8兆8998億ベトナムドン（約430億円）で購入した。
- ・結果、モビフォンに対して、多額の公的資産損失をもたらした。



事例3.ダナン市公的資産違法販売事件

2018年4月に明らかとなった公的資産の違法販売事件

ベトナム南中部沿岸地方にあるダナン市は、その保有する公地などの公的資産の売却する際、競売を行わず、不動産業界の大富豪であるファン・バン・アイン・ブーが保有する複数の民間企業に対して、時価を大きく下回る価格で販売した公的資産の違法販売事件。



ベトナムにおける汚職の分析

度重なる汚職防止法の改正や汚職取締り運動の推進にも関わらず、ベトナムでは依然として、大規模な汚職事件が頻発。

新汚職防止法の制定や関連する刑法の改正は、汚職に対する厳罰化を進めるというよりも、汚職として規制できる範囲を拡張する方向。
しかし、取締り範囲を拡張すると同時に、厳罰化も進めなければ、ベトナムの汚職件数を劇的に減少させることは実現されないのではないか。

ベトナムが取り組む汚職対策の評価については、長期的な視点に立つべきであり、厳罰化など更なる施策の検討は、新汚職防止法および改正刑法の効果が表れるのを待つべき。

V. 汚職の原因

① 経済成長に伴う企業と政府の癒着

⇒日本

② 中央集権による権力集中

⇒中国・ベトナム

①経済成長に伴う企業と政府の癒着

経済成長 = 政府が企業に積極的に関わる ⇒癒着関係が生まれやすい

Ex.) 日本での東京オリンピック関連工事事件
公共事業における指名競争入札

①経済成長に伴う企業と政府の癒着

指名競争入札とは・・・

発注者があらかじめ競争参加希望者の資格審査を実施して、登録業者の名簿を作成しておき、個々の工事の発注時に、登録業者の中から指名基準を満たしていると認められる有資格業者を複数選定した上で指名し、その指名業者により競争入札を行う方式

メリット：資格審査の段階で不良・不適格業者を排除することができる。

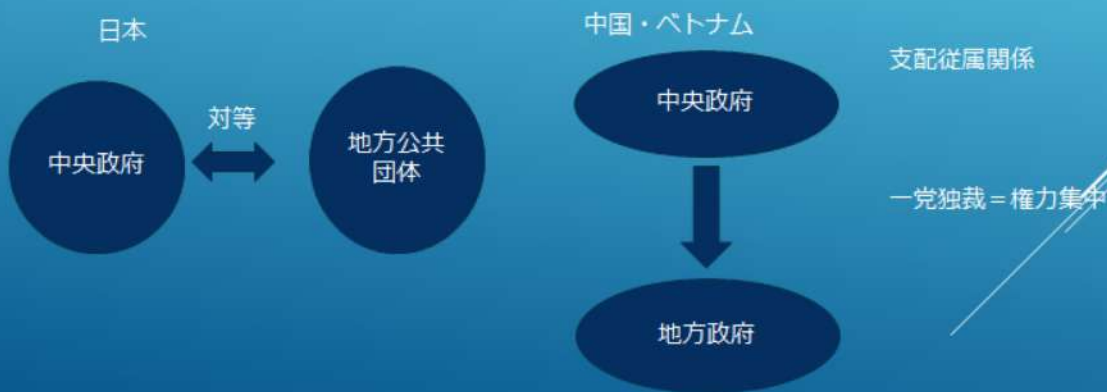
デメリット：指名ないし指名排除を求めるための贈収賄等の汚職・癒着を生み出しやすい

⇒企業側は指名を受けたいがために賄賂を贈ることが容易に起こりうる環境にある

⇒入札を行う公共事業が多くなる経済成長期に汚職が増えると考えられる

②中央集権による権力集中

権力が一部に集中した場合、それがあまりにも巨大であるため、自由に財産や資源を自己のために使う環境ができてしまう。こうした環境の下では、監視の目も少なく、財源の使途も不透明となる。



V 結論

腐敗の原因

- 権力集中
- 職権乱用
- 無監視者
- 職務の便宜を利用すること

改善

- 第一に、制度建設を強化・整備し、権力を濫用させないようにすること
- 第二に、体制内外に有効な監督機構を構築し、二重監督の効果を生み出すこと
- 第三に、腐敗現象の発生を減らすために、情報公開の透明性を増加させること

VI 対策

16.5 「あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減少する」

↓↓↑

16.3 「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、
すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」

- ・ 罰則強化
- ・ 制度設計
- ・ 法整備
- ・ コンプライアンス